



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日  
(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

<b>規 則</b>	
○ 沖縄県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（職員厚生課）	1
<b>告 示</b>	
○ 市営土地改良事業計画変更の同意（村づくり計画課）	2
○ 漁船損害等補償法施行令に基づく付保義務の同意を求めるための事前届出（水産課）	2
<b>公 告</b>	
○ 特定非営利活動法人の設立の認証申請・3件（県民生活課）	2
○ 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請（県民生活課）	3
○ 開発行為に関する工事の完了（建築指導課）	3
<b>教育委員会事項</b>	
○ 沖縄県教育委員会委員長選挙の当選人の決定	4

## 規 則

沖縄県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 1 月18日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

### 沖縄県規則第 1 号

沖縄県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
沖縄県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和47年沖縄県規則第16号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 第 3 号の(4)中「せん孔、タイプ、電話交換、電信等の」を「電子計算機への入力を反復して行う」に、「手指のけいれん、手指、前腕等のけん、けんしょう若しくはけん周囲の炎症又は頸肩腕症候群」を「後頭部、けい部、肩甲帯、上腕、前腕又は手指の運動器障害」に改め、同表第 4 号の(8)中「(7)」を「(8)」に改め、同号中(8)を(9)とし、(7)を(8)とし、(6)の次に次のように加える。

(7) 石綿にさらされる業務に従事したため生じた良性石綿胸水又はびまん性胸膜肥厚

別表第 1 第 6 号の(1)中「の業務」の次に「、介護の業務」を加え、同表第 7 号の(9)中「肝血管肉しゅ」の次に「又は肝細胞がん」を加え、同号の(10)中「又は甲状腺がん」を「、甲状腺せんがん、多発性骨髄しゅ又は非ホジキンリンパしゅ」に改め、同表中第 8 号を第10号とし、第 7 号の次に次の 2 号を加える。

8 相当の期間にわたって継続的に行う長時間の業務その他血管病変等を著しく増悪させる業務に従事したため生じた狭心症、心筋こうそく、心停止（心臓性突然死を含む。）、心室細動等の重症の不整脈、肺そく栓症、ラクナこうそく又は高血圧性脳症及びこれらに付随する疾病

9 人の生命にかかわる事故への遭遇その他強度の精神的又は肉体的負荷を与える事象を伴う業務に従事したため生じた精神及び行動の障害並びにこれに付随する疾病

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

**告 示**

**沖縄県告示第16号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項において準用する同法第48条第9項において読み替えて準用する同法第10条第1項の規定により、市営土地改良事業計画の変更に次のとおり同意した。

平成23年 1 月18日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 土地改良事業を行う者の名称 宮古島市
- 2 地区名及び事業名
  - (1) 地区名 皆福地区
  - (2) 事業名 土地改良事業（区画整理）
- 3 同意年月日 平成23年 1 月 7 日

**沖縄県告示第17号**

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）に基づく普通損害保険に付すべき義務の同意を求めるための事前届出があった。

なお、当該届出に係る指定漁船調書を平成23年 1 月18日から同年 2 月 1 日まで佐敷中城漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

平成23年 1 月18日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 発起人の住所及び氏名 南城市佐敷字津波古442番地の2 盛根善利、南城市佐敷字仲伊保276番地 平田朝秀
- 2 加入区 佐敷加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条（義務付保漁船についての保険料の集収及び払込等）第1項の申出をする漁業協同組合の名称 佐敷中城漁業協同組合

**公 告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県文化環境部県民生活課において、平成23年 2 月27日まで縦覧に供する。

平成23年 1 月18日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 申請のあった年月日 平成22年12月28日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人人・まち・活性化エコプロジェクト
- 3 代表者の氏名 比嘉明
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県浦添市安波茶二丁目1番2号
- 5 定款に記載された目的 この法人は、環境問題に真剣に取り組みながら、人材育成等を通し、まちづくり、地域社会を活性化させ、エコ活動を取り組むことで経済の自立を目指す。また、国内にとどまらず、国際的に展開できるよう様々な企画・支援、共生・協働の提供を行うことを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県文化環境部県民生活課において、平成23年 2 月27日まで縦覧に供する。

平成23年 1 月18日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 申請のあった年月日 平成22年12月28日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人チーム沖縄
- 3 代表者の氏名 上里一之
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県那覇市首里石嶺町4丁目373番地1 沖縄県総合福祉センター西棟2階ボランティア・小規模団体室内
- 5 定款に記載された目的 この法人は、障がい者の人格を尊重し、人権を擁護するとともに、その家族を含め障がい者を取り巻く環境を改善するため医療・保健・福祉などの関係機関との連携を図る。また情報格差をなくし、障がい者が自らの選択により、就労し積極的かつあたりまえに地域で暮らし、社会参加の促進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県文化環境部県民生活課において、平成23年2月27日まで縦覧に供する。

平成23年1月18日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 申請のあった年月日 平成22年12月28日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人E c o S P O
- 3 代表者の氏名 榑原信行
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県那覇市山下町30番12号高良ビル1F
- 5 定款に記載された目的 この法人は、沖縄県における地域社会に対して、スポーツ活動やボランティア活動を通じて、スポーツ振興と子供の健全育成、まちづくりや環境保全を図りながら、沖縄県のスポーツ文化の振興及び子どもから大人までの健康や生きがいづくりに寄与するとともに、沖縄県とその地域社会の活性化に貢献することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県文化環境部県民生活課において、平成23年2月26日まで縦覧に供する。

平成23年1月18日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 申請のあった年月日 平成22年12月27日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人うていーらみや
- 3 代表者の氏名 仲本千佳子
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県那覇市首里大名町1丁目277番地
- 5 定款に記載された目的 この法人は、沖縄の自然と文化を通じた教育を研究、実践し、地域との連携、異文化との交流を図り、広く公益に貢献することを目的とする。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成23年1月18日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成20年11月4日 沖縄県指令土第911号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 西原町字幸地288番
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 西原町字上原290番地1 サン・コーポラス西原1棟306号 外間義勝
- 5 検査済証番号 平成23年1月13日 第2861号
- 6 工事完了年月日 平成22年12月9日

## 教育委員会事項

### 沖縄県教育委員会告示第1号

平成23年1月5日に行った沖縄県教育委員会委員長の選挙において、次のとおり当選人を決定した。

平成23年1月18日

沖縄県教育委員会

委員長 中野吉三郎

氏名 中野吉三郎

住所 那覇市樋川1丁目1番11号ライオンズマンション開南大通り802

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話 098-866-2074	印刷所 有限会社 ドリーム印刷 〒901-1117 南風原町字津嘉山1537-6 販売所 株式会社リウボウ(沖縄県官報販売所) 〒900-8503 那覇市久茂地1丁目1番1号・デパートリウボウ内1F 購読料 1部1箇月1,800円
---	---